

社会保険料の節約

税務・財務に関する情報をお届けいたします

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！

お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当がお伺いしたときに、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

社会保険料の節約

1 社会保険制度について

社会保険は、狭義では医療・年金保険（健康保険、介護保険、年金保険）のことをいいますが、社会保障の観点から広くとらえると、労働保険（労災保険、雇用保険）も含まれます。

2 年々増加する社会保険料の負担

社会保険料は、労使折半なので事業主負担もありますが（労災保険は全額事業主負担）、その保険料は年々増加しているため、企業の経営を圧迫する要素でもあります。実際に平成21年から平成26年の5年間で、労災保険の料率は下がってはいるものの、その他については軒並み上昇しており、社会保険全体としては4.3%（うち事業主負担は2.15%）も上昇しています【表1】。

【表1】平成21年と26年の社会保険料率
（兵庫県の卸売業の場合）（単位：%）

	平成21年		平成26年	
	料率	うち事業主負担	料率	うち事業主負担
健康保険	8.200	4.100	10.000	5.000
介護保険	1.190	0.595	1.720	0.860
厚生年金	15.350	7.675	17.120	8.560
雇用保険	1.100	0.700	1.350	0.850
労災保険	0.400	0.400	0.350	0.350
計	26.240	13.470	30.540	15.620

【表2】1ヵ月あたりの負担金額
（月額30万円の収入の場合）（単位：円）

	平成21年		平成26年	
	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担	事業主負担
健康保険	12,300	12,300	15,000	15,000
介護保険	1,785	1,785	2,580	2,580
厚生年金	23,025	23,025	25,680	25,680
雇用保険	1,200	2,100	1,500	2,550
労災保険	0	1,200	0	1,050
計	38,310	40,410	44,760	46,860

例えば、月額30万円、年間収入360万円の被保険者の方を例とすると、社会保険料の金額は【表2】のようになります。平成21年では1年間の事業主負担額は484,920円ですが、平成26年では562,320円となっており、5年で77,400円の増加となります。

仮に年間収入360万円の従業員を10人雇用していた場合、平成26年では事業主負担額が年間5,623,200円となり、平成21年と比較して774,000円も負担が増加します。

このことから、年々増加する社会保険料は、今後ますます会社の資金繰りや業績に影響を及ぼしていくため、社会保険料の支出を可能な限り抑え、経費を減らしていくことが重要であると考えられます。

3 社会保険料の節約

(1) 標準報酬月額に注意する

例えば、給与が424,999円の場合と425,000円の場合では、給与の差額は僅か1円ですが、下記の標準報酬月額表では月額410,000円と440,000円となり、社会保険料は1年間で約104,000円の差（事業主負担は約52,000円の差）が生じます。

また、給与が425,000円の社員と454,999円の社員は、3万円ほどの差がありますが、どちらも月額440,000円で納付する社会保険料はまったく同額です。

このように標準報酬月額には幅がありますので、給与を決定または変更する際は、報酬月額の上限に近い金額に設定すると、手取り額も増え、社会保険料を節約することができます。

＜標準報酬月額表（兵庫県の場合の等級別保険料）＞

（単位：円）

標準報酬			報酬 月額	全国健康保険協会管掌 健康保険料		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に 該当する場合		一般の被保険者等	
			11.72%		17.120%		
等級	月額	日額		全額	折半額	全額	折半額
25 (21)	360,000	12,000	350,000～ 370,000	42,192.0	21,096.0	61,632.00	30,816.00
26 (22)	380,000	12,670	370,000～ 395,000	44,536.0	22,268.0	65,056.00	32,528.00
27 (23)	410,000	13,670	395,000～ 425,000	48,052.0	24,026.0	70,192.00	35,096.00
28 (24)	440,000	14,670	425,000～ 455,000	51,568.0	25,784.0	75,328.00	37,664.00
29 (25)	470,000	15,670	455,000～ 485,000	55,084.0	27,542.0	80,464.00	40,232.00

等級は、上段：健康保険の等級、下段（ ）内は厚生年金保険の等級

(2) 4月から6月の間の残業代を見直す

社会保険料は毎年4月～6月の3ヶ月間の平均給与額を基に決定します。そして、7月に「算定基礎届」を年金事務所に提出し、9月から変更される仕組みとなっています（ただし、4月～6月以外でも、給与に2等級以上の増減があった場合は随時改定が必要です）。

したがって、4月～6月の間に残業が多くなり、残業代が多く支給されれば社会保険料は増加してしまいます。この3ヶ月間の残業は極力避けるようにし、歩合給などをその他の月に支給することにより社会保険料を削減することが可能です。

(3) 給与の改定時期を見直す

前述したように社会保険料は4月～6月の給与を基に決定されます。給与の改定時期をこの期間に設定してしまうと、昇給した場合は9月から社会保険料の負担が上がることに

なってしまいます。

よって、給与の改定時期を7月以降にすることによって、社会保険料の負担増を1年先延ばしすることができます。

(4) 退職者の退職日を末日の前日にする

社会保険料の徴収期間は「被保険者資格を喪失した日の属している月の前月まで」と法律で規定されており、資格喪失月には社会保険料はかからないことになっています。なお、資格喪失月とは退職日の属する月ではなく、「退職日の翌日（資格喪失日）の属する月」をいいます。

例えば退職日が8月31日である場合、資格喪失日は9月1日となり8月分の社会保険料が徴収されますが、この決まりを活用して、退職日を8月30日にすると資格喪失日は8月31日となるため、8月分の社会保険料は徴収されないこととなります。

(5) 中途採用者の試用期間を有期契約にする

中途採用で正社員を雇い入れ、社会保険の被保険者資格取得手続きをしたものの、すぐにその社員が辞めてしまった・・・または、雇い入れたものの今後も正社員として雇い入れるのはちょっと・・・といったような経験はありませんか？

しかし、試用期間といえども、社会保険に加入させないことは法律違反となってしまいます。

そこで、実際の就労を通じて技術・能力や勤務態度などを評価し、正社員として正式に採用するか否かを判断したい場合は、2ヶ月間の有期雇用契約を締結することが有効です。健康保険法では「2ヶ月以内の期間を定めて新たに雇用された者は社会保険適用除外」と規定されているため、2ヶ月という有期雇用期間を設けます。

4 節約を行う上での注意点

社会保険は、保険料の多寡に関わらず受けるサービスの質に差はありませんが、役員や従業員など被保険者の将来の年金受取額に影響を及ぼします。わが国の不安定な社会保障制度から、将来年金を受け取れるかわからないといった考えもあるかもしれませんが、現在納付する社会保険料を削減すれば、将来の年金額が下がってしまうことに注意が必要です。

5 最後に

今回は財務の面から社会保険について記載させて頂きました。**2**で触れたように、年々増加する社会保険料は、事業を行っていくうえで今後ますます軽視できるものではなくなってきました。今回取り上げた節約方法を導入する際は、役員や従業員の方々の将来受け取る年金額にも影響を及ぼすなどのデメリットもありますので、経営者としての説明責任をしっかりと果たすことが、労働意欲を低下させないコツだと思います。

ご不明な点がございましたら社会保険労務士や税理士などの専門家にご相談ください。